

仕 様 書

1 業務名

幹線等水質分析業務（単価契約）

2 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

(1) 検体の種類

下水道への排水等

(2) 分析項目

別添の「分析項目等一覧表」に掲げる分析項目のうち、検体ごとに発注者が指示する。

(3) 検体の採取・搬入

発注者が、検体を採取し、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに受注者の広島市内の事業所へ搬入する。

ただし、緊急時における検体搬入日時は、別途、発注者と受注者の両方で協議して定める。

(4) 検体の確認

検体搬入時に、検体番号・分析項目等について相互確認を行い、受注者は検体受領書を発行する。

(5) 検体の保存・分析方法

受注者は、化学的酸素要求量については排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示64号）、塩化物イオンについては下水試験方法に定める方法、陰イオン界面活性剤については日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 30. 1. 1に定める方法、その他の項目については下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に基づき実施する。

ただし、分析方法については、発注者と受注者の両者での協議により変更できる。

なお、受注者は、あらかじめ分析項目別に採用する規格・操作方法等を明記し、発注者に提出する。また、変更があったときも同様とする。

(6) 定量下限値

別添の「分析項目等一覧表」の定量下限値欄に掲げる値とする。

ただし、検体量不足等によりこれを満足できない場合には、別途、発注者と受注者の両方で協議して定める。

(7) 試料容器

試料容器は、発注者のものを使用する。受注者は、分析後十分洗浄して返却する。

なお、揮発性有機物化合物分析用の試料容器は、洗浄後、 $105 \pm 2^{\circ}\text{C}$ で3時間加熱して返却する。

4 報告書等

(1) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書（以下「報告書」とする。）

は、検体の搬入日から起算して15日以内（搬入日を1日目とする。）に提出して発注者の確認を受ける。ただし、8月6日、12月29日から翌年1月3日までの日（1月1日は除く。）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は、前述の日数に含めない。

- (2) 報告書はA 4サイズとし、提出部数は2部とする。
- (3) 報告書のうち1部については、分析年月日、分析者、分析機器、分析条件、検量線、クロマトグラム、測定操作記録等を記載した水質分析計算書及び濃度計量証明書を添付する。
- (4) 受注者は、別添の「分析項目等一覧表」の基準値欄に掲げる数値以上の値を検出した場合、その他緊急を要する場合については、速やかにその値を発注者に報告する。

5 責任者

受注者は、契約後速やかに、環境計量士の中から責任者を選任し、その氏名を発注者に報告（環境計量士登録証(写)を添付）する。また、責任者に異動があったときも同様とする。

6 精度管理について

受注者は、契約後速やかに、内部精度管理の実施状況及び外部精度管理への参加状況について発注者に報告する。

7 その他

この仕様書に疑義がある事項又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

分析項目等一覧表

単位はmg/l

番号	分析項目	定量下限値	基準値
1	カドミウム及びその化合物	0.001	0.03
2	シアン化合物	0.1	1
3	有機燐化合物	0.1	1
4	鉛及びその化合物	0.01	0.1
5	六価クロム化合物	0.04	0.2
6	砒素及びその化合物	0.005	0.1
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.005
8	アルキル水銀化合物	0.0005	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.0005	0.003
10	トリクロロエチレン	0.002	0.1
11	テトラクロロエチレン	0.0005	0.1
12	ジクロロメタン	0.002	0.2
13	四塩化炭素	0.0002	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	0.002	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.02
20	チウラム	0.0006	0.06
21	シマジン	0.0003	0.03
22	チオベンカルブ	0.002	0.2
23	ベンゼン	0.001	0.1
24	セレン及びその化合物	0.002	0.1
25	ほう素及びその化合物	0.1	10
26	ふっ素及びその化合物	0.1	8
27	1,4-ジオキサン	0.005	0.5
28	クロム及びその化合物	0.1	2
29	フェノール類	0.5	5
30	銅及びその化合物	0.01	3
31	亜鉛及びその化合物	0.01	2
32	鉄及びその他化合物(溶解性)	0.1	10
33	マンガン及びその化合物(溶解性)	0.1	10
34	生物化学的酸素要求量	1	600
35	浮遊物質	1	600
36	窒素含有量	0.1	240
37	燐含有量	0.1	32
38	ノルマルヘキササン抽出物質含有量	1	35
39	化学的酸素要求量	0.1	30
40	大腸菌数	1	800
41	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	0.1	100
42	ヨウ素消費量	0.1	220
43	塩化物イオン	10	1000
44	陰イオン界面活性剤	0.1	5

(注1)有効桁数は2桁とし、定量下限値以下及び3桁目は切捨てとする。

(注2)大腸菌数の単位は、CFU/ml